

区分	京都府地域防災計画 震災対策計画編
----	-------------------

改定理由	頁	現 行	改 定 案
府の施等を踏まえた改正 (危機管理部)	56	<p><b>第2編 災害予防計画</b></p> <p><b>第1章 建築物・公共施設等安全確保計画</b></p> <p>第2節 建築物の震災対策計画 (略)</p> <p>3 住宅、その他の建築物 (略)</p> <p>(1) 地震時に府民の命を守ることを最優先とし、耐震改修のほか家具の転倒防止等地震に対する安全性を向上する取り組みを支援し、住宅の減災化を推進する。</p>	<p><b>第2編 災害予防計画</b></p> <p><b>第1章 建築物・公共施設等安全確保計画</b></p> <p>第2節 建築物の震災対策計画 (略)</p> <p>3 住宅、その他の建築物 (略)</p> <p>(1) 地震時に府民の命を守ることを最優先とし、耐震改修のほか家具の転倒防止や、感震ブレーカーの設置等地震に対する安全性を向上する取り組みについて市町村や関係団体等と連携し普及・啓発するとともに支援を行い、住宅の減災化を推進する。</p>
災害対策基本法の一部改正に伴う修正 (危機管理部)	168	<p><b>第10章 高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者及び外国人に係る対策計画</b></p> <p>第1節 計画の方針 (略)</p> <p>第2節 計画の内容</p> <p>第1 実施責任者 (略)</p> <p>第2 要配慮者に係る支援体制の整備</p> <p>2 市町村における支援体制の整備 (略)</p> <p>特に、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要するもの(以下「避難行動要支援者」という。)については、避難行動要支援者名簿を作成し、情報の把握に努める。</p> <p>3～4 (略)</p>	<p><b>第10章 高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者及び外国人に係る対策計画</b></p> <p>第1節 計画の方針 (略)</p> <p>第2節 計画の内容</p> <p>第1 実施責任者 (略)</p> <p>第2 要配慮者に係る支援体制の整備</p> <p>2 市町村における支援体制の整備 (略)</p> <p>特に、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要するもの(以下「避難行動要支援者」という。)については、避難行動要支援者名簿を作成し、情報の把握に努めるとともに、個別避難計画の作成を進める。</p> <p>3～4 (略)</p>
京都府総合防災情報システムの構築に伴う修正 (危機管理部)	286	<p><b>第3編 災害応急対策計画</b></p> <p><b>第11章 避難に関する計画</b></p> <p>第3節 避難の周知徹底</p> <p>第1 避難の勧告等の伝達方法</p> <p>1～3 (略) (追加)</p> <p>第4節 避難の誘導及び移送等 (略)</p> <p>市町村は、災害時には避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、市町村防災計画に定める避難支援等に携わる関係者に避難行動要支援者名簿を提供し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努める。</p>	<p><b>第3編 災害応急対策計画</b></p> <p><b>第11章 避難に関する計画</b></p> <p>第3節 避難の周知徹底</p> <p>第1 避難の勧告等の伝達方法</p> <p>1～3 (略)</p> <p><b>4 府は、住民の避難を促すよう、府内市町村の指定緊急避難場所及び指定避難所の開設状況、混雑状況を京都府ホームページで周知するものとする。</b></p> <p>第4節 避難の誘導及び移送等 (略)</p> <p>市町村は、災害時には避難行動要支援者本人(及び個別避難計画にあっては避難支援等を実施する者)の同意の有無にかかわらず、市町村防災計画に定める避難支援等に携わる関係者に避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を提供し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努める。</p>
災害対策基本法の一部改正に伴う修正 (危機管理部)		<p><b>第14章 高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者及び外国人に係る対策計画</b></p> <p>第1節 計画の方針 (略)</p> <p>第2節</p> <p>第1 実施責任者 (略)</p> <p>第2 災害発生時の避難行動要支援者の安否確認等</p> <p>1 被害が予想される地震が発生した場合、市町村は府との連携のもとに、避難行動要支援者本人の同</p>	<p><b>第14章 高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者及び外国人に係る対策計画</b></p> <p>第1節 計画の方針 (略)</p> <p>第2節</p> <p>第1 実施責任者 (略)</p> <p>第2 災害発生時の避難行動要支援者の避難誘導、安否確認等</p> <p>1 被害が予想される地震が発生した場合、市町村は府との連携のもとに、避難行動要支援者本人(及</p>

<p>南海トラフ地震応急対応マニュアルの改定に伴う修正 (危機管理部)</p>	<p>意の有無に関わらず、市町村防災計画に定めた避難支援等に携わる関係者に避難行動要支援者名簿を提供し、迅速に、社会福祉協議会、自主防災組織やNPO・ボランティア等の協力も得て、各戸を訪問することにより、避難行動要支援者の安否確認を行う。</p> <p><b>第5編 京都府南海トラフ地震防災対策推進計画編</b></p> <p>408 <b>第7章 関係者との連携協力の確保</b>  <b>第3節 防災体制に関する事項</b>  1 災害対策本部等の設置及び要員参集体制 (略)  2 地震発生時の応急対策  南海トラフ地震が発生した場合における被害の防止・軽減のため、震災編により、種々の防災対策等を講じる。</p>	<p><u>び個別避難計画にあっては避難支援等を実施する者</u>)の同意の有無に関わらず、市町村防災計画に定めた避難支援等に携わる関係者に避難行動要支援者名簿<b>及び個別避難計画</b>を提供し、迅速に、社会福祉協議会、自主防災組織やNPO・ボランティア等の協力も得て、各戸を訪問することにより、避難行動要支援者の<b>避難誘導</b>、安否確認を行う。</p> <p><b>第5編 京都府南海トラフ地震防災対策推進計画編</b></p> <p><b>第7章 関係者との連携協力の確保</b>  <b>第3節 防災体制に関する事項</b>  1 災害対策本部等の設置及び要員参集体制 (略)  2 地震発生時の応急対策  南海トラフ地震が発生した場合における被害の防止・軽減のため、震災編により、種々の防災対策等を講じる。  <u>なお、被害の状況により応援可能なことが判明した場合は、関西広域連合の調整により被害の大きい他府県等を応援することとする。</u></p>
---	---	--